

空き家のかたづけ支援します

～ 神河町空き家等おかたづけ支援事業～



町内への移住を促進し地域の活性化を図るため、町内の利活用可能な空き家を確保することを目的として、空き家に置いたままになっている家財の処分等に必要な費用を補助します。(平成27年10月1日～平成32年3月31日の間に支出された経費に限ります。)



◆補助額の計算◆

空き家の家財処分等にかかる費用総額 × 10 / 10
(20万円上限)

【空き家の家財処分にかかる費用】とは？

下記のものとしします。

- (1) ごみ処理手数料
- (2) ごみ収集及び運搬料金
- (3) 特定家庭用機器リサイクル料金
- (4) 家財等を処分する経費
- (5) 敷地内の樹木伐採・草刈等の環境整備に係る経費

【補助の対象は？】

- (1) 神河町空き家バンクに登録した又は登録しようとする空き家等(住宅・空き店舗など)であること
- (2) 町内に自己又は親族の所有している6ヶ月以上使用していない住宅を売買又は賃貸借するため家財処分する者であること
- (3) 10年以上賃借する空き家、又は売却する空き家であること
- (4) 3親等以内の者へ売買及び賃貸借する空き家でないこと。
- (5) 町税等を世帯員のいずれもが滞納していないこと。
- (6) 暴力団に関係する者でないこと。
- (7) 各年度内に完了すること

【お申込み方法】

神河町空き家おかたづけ支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要事項記載の上、①誓約書(様式第2号)、②見積書、③現況写真、④納税証明書を添付の上、下記まで申請して下さい。(様式はインターネットからダウンロードするか、下記までお申し出下さい。) インターネット検索「神河町」のサイトの「神河に住もう」バナーをクリックして下さい。

※上記交付申請書の提出により審査後、町から交付決定通知書を送付します。交付決定通知書発行日以前に支出した費用は補助対象となりませんのでご注意ください。

※空き家等の不良度合いによっては補助対象とならない場合もあります。

お問合せ・申請先／神河町ひと・まち・みらい課
TEL:0790-34-0002／FAX:0790-34-0691
〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64